

第5章 行動計画の推進体制

1 推進体制の確立

(1) 庁内計画推進組織体制の確立

本計画の策定にあたっては、庁内の横断的な連携を図る観点から、次世代育成支援行動計画推進会議、次世代育成支援行動計画推進会議幹事会、次世代育成支援行動計画推進会議ワーキングチームを設置し全庁的な体制による計画の策定を行いました。

行動計画策定指針においては、全庁的な体制に基づく計画の評価点検を行うとともに、評価に基づく対策の実施が求められています。そのため、本計画策定における庁内組織体制を引き続き活用し、全庁的な体制に基づく計画の推進と点検評価を行い市民に公表します。

(2) こども政策審議会

本市では、市の子ども政策に関わる全般的な事項を審議する機関として「こども政策審議会」を設置しています。

後期計画の策定にあたっては、「こども政策審議会」において前期計画の評価やニーズ調査の結果を報告し、計画策定に関わる審議を行いました。

そのため、後期計画の進捗管理及び評価については、「こども政策審議会」への定期的な評価・点検の報告を行い、庁内体制との連携を図りつつ計画の進捗状況及び課題並びに対応策等の検討を踏まえ、子育て支援に関わる施策の計画的、総合的な推進に取り組みます。

(3) 関係機関との連携

後期計画は、子育て支援や子育てに配慮したまちづくりを含め、多岐にわたる施策の推進が求められ行政の横断的な連携はもとより、社会全体での支援が必要不可欠なものとなっています。

後期計画に掲げられた施策について、子育て支援に関わる活動団体や個人並びに関係機関等との連携強化、また協働による取り組み体制の検討など、より効果的に事業が展開できるよう施策の推進を図ります。

